

市税などの納期限一覧表

○税および保険料は、普通徴収の納期限日です。
○この表に納付金額を記入し、納付計画や口座振替時の残高確認にご活用ください。

納期限 口座振替日 税目など	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
	4月30日(金)	5月31日(月)	6月30日(水)	8月2日(金)	8月31日(火)	9月30日(木)	11月1日(月)	11月30日(火)	12月27日(月)	1月31日(月)	2月28日(月)	3月31日(木)
固定資産税	第1期 円			第2期 円					第3期 円		第4期 円	
軽自動車税 (種別割)		全期 円										
国民健康保険税				第1期 円	第2期 円	第3期 円	第4期 円	第5期 円	第6期 円	第7期 円	第8期 円	
市・県民税			第1期 円	第2期 円	第3期 円	第4期 円	第5期 円	第6期 円	第7期 円	第8期 円		
介護保険料				第1期 円	第2期 円	第3期 円	第4期 円	第5期 円	第6期 円	第7期 円	第8期 円	
後期高齢者 医療保険料				第1期 円	第2期 円	第3期 円	第4期 円	第5期 円	第6期 円	第7期 円	第8期 円	
保育料	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円	9月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
児童クラブ 保護者負担金	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円	9月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
住宅使用料	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円	9月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
地代	4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円	9月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
下水道 受益者負担金			第1期 円		第2期 円			第3期 円			第4期 円	
上下水道料金 ※取手下水道分含む	4月分 (2月使用分) 円	5月分 (3月使用分) 円	6月分 (4月使用分) 円	7月分 (5月使用分) 円	8月分 (6月使用分) 円	9月分 (7月使用分) 円	10月分 (8月使用分) 円	11月分 (9月使用分) 円	12月分 (10月使用分) 円	1月分 (11月使用分) 円	2月分 (12月使用分) 円	3月分 (1月使用分) 円
今月の納付額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

◎納付は納期限を守りましょう

市税などは、決められた納期限までに納めるようにしましょう。納期限を過ぎると、督促状が発送され、それでも納付が確認できないときは、差押などの滞納処分を行うことがあります。納期限までに納付が困難なときは、必ず担当課までご相談ください。

◎軽自動車の車検用納税証明書が、納付後すぐに必要な方は、納付書にて納付可能な窓口で納付してください。

◎口座振替による納付

ご指定の口座から継続して振替します。「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入して、取扱金融機関に直接提出してください。※市役所郵送専用（ダウンロード専用）の市税等口座振替依頼書で申請することもできます。

◎コンビニエンスストアでの納付

市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・上下水道料金はコンビニエンスストアで、24時間いつでも納付できます。ただし、納期限を過ぎてしまうと、お取り扱いができません。

◎クレジットカードによる納付

パソコンやタブレット、スマートフォンなどから下記 URL または QR コードより「Yahoo！公金支払い」にアクセスして、画面の指示に従ってください。

ただし、納期限を過ぎてしまうと、お取り扱いができません。市税・後期高齢者医療保険料は、手数料がかかりますのでご注意ください。



(<https://koukin.yahoo.co.jp>)

◎スマホ決済アプリでの納付

市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・上下水道料金は、スマホ決済アプリを利用して納付できます。手数料はかかりません。ただし、納期限を過ぎてしまうと、お取り扱いができません。詳しくは、市役所ホームページ→届出・証明・税金→税金→納付→スマホ決済アプリでの納付をご確認ください。